



第1章 計画策定の趣旨



第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

介護保険制度が施行された2000（平成12）年当時、約900万人^{*1}だった75歳以上の高齢者は、最新のデータでは約1,753万人^{*2}となっており、介護保険制度開始後17年で実に約1.9倍もの増加となっています。また、2017（平成29）年7月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口」^{*3}によれば、「団塊の世代（1947（昭和22）年～1949（昭和24）年生まれ）」が75歳以上となる2025年には後期高齢者が2000万人を超える社会が予測されています。

また本推計によれば、2025年の65歳以上の高齢化率は30%に達すると推計されており、2040年にはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上になるなど、高齢化は今後さらに進展することが見込まれています。

一方、高齢化は、都市部では急速に増加し、もともと高齢者人口の多い地方でも緩やかに増加するなど各地域の状況は異なっており、それぞれの地域の実情にあった高齢者施策、持続可能な介護保険制度、介護保険制度が目指す「高齢者の尊厳の保持」や「自立支援」をいかに実現していくかが問われています。

「できる限り住み慣れた地域で、最後まで尊厳をもって自分らしい生活を送りながら老いていきたい」、これは多くの人々に共通する願いであり、これらを実現するために必要な介護サービス基盤等の整備は勿論のこと、介護・医療・生活支援・介護予防が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築、そして深化・推進を目指していかなければなりません。

そのため、本計画では2025年の介護需要やそのために必要な保険料水準などを推計し、中長期的な視点に立って恵庭市の高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、2018年度から2020年度までの3年間の施策の考え方及び目標を定めるものです。

*1 出展「国勢調査」（各年10月1日現在）

*2 出展「人口推計 平成29年11月報」（総務省統計局）

*3 出生中位・死亡中位推計結果による

2 計画の性格・法的位置づけ

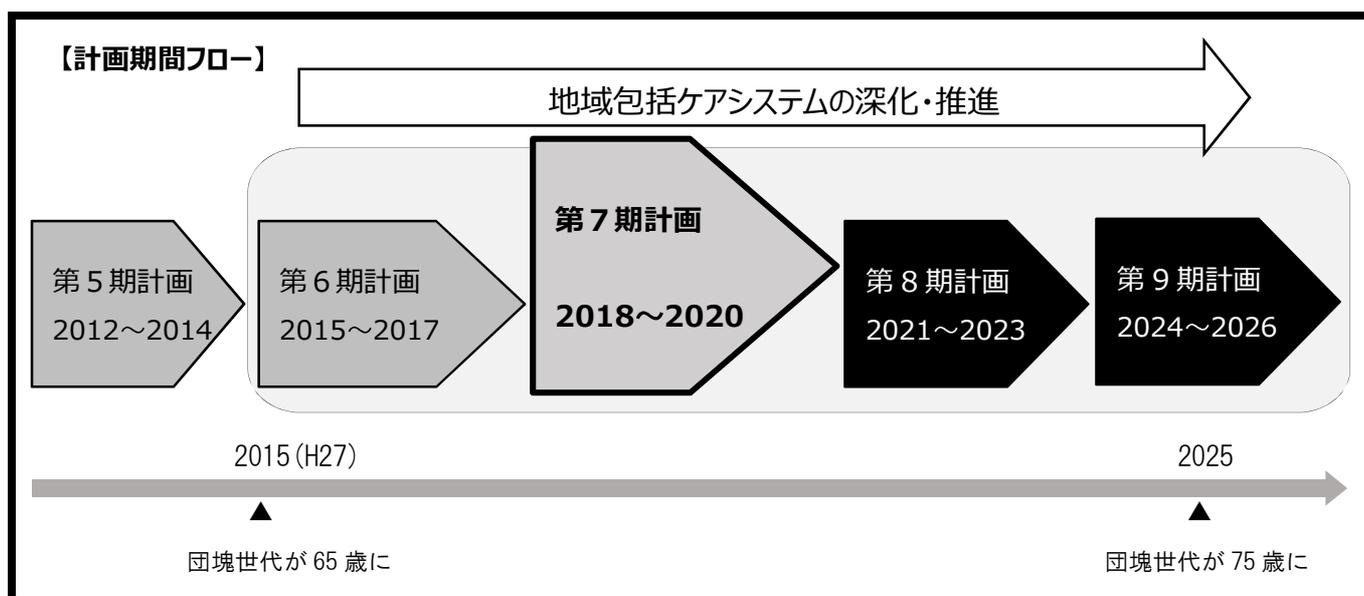
高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき、老人福祉事業の方策、供給体制の確保に関し必要な事項に関する計画として策定します。

介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づき、介護給付等のサービスや地域支援事業に関して、その種類ごとの量の見込み及び見込み量の確保のための方策、保険給付の円滑な実施を図るために必要な事項に関する計画として策定します。

また、この二つの計画を一体のものとして策定し、計画の基本理念の実現を目指した総合的・一体的な取り組みを進めます。

3 計画期間及び見直し時期

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下「第7期事業計画」という。）は、「団塊の世代」が75歳以上となる2025年の高齢者介護に対する姿及び「地域包括ケアシステム」の深化・推進を念頭に、2023年における目標を立て、そこに至る2018年度から2020年度までの3年間を計画期間とします。



4 計画策定体制

1 社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門部会

第7期事業計画の策定にあたっては、保健・福祉・医療の関係者、介護保険の事業所や介護支援専門員、被保険者（公募の市民）、介護給付等対象サービス利用者及びその家族、費用負担関係者等で構成される「社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門部会」（以下「専門部会」という。）において、必要な審議を行います。

2 利用者及び市民等の意見反映

第7期事業計画の策定にあたり、要介護1～5の認定を受けている高齢者本人と家族等の介護者を対象とした「在宅介護実態調査」と、要支援1、2の認定を受けている高齢者、または一般高齢者を対象とした「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を行いました。また市内の介護保険施設等を有する事業者等へのアンケートを行ったほか、第7期事業計画（案）を公開し、パブリックコメントの募集や住民説明会を開催することで、第7期事業計画に広く市民の意見を反映するよう努めました。

5 計画策定後の点検体制（計画の進行管理等）

高齢者の自立支援や重度化防止の取り組みを推進するためには、PDCA サイクルを活用して保険者機能を強化していくことが重要です。2017（平成29）年の法改正により、保険者は地域課題を分析し、地域の実情に則して、高齢者の自立支援や重度化防止の取り組みに関する目標を計画に記載するとともに、目標に対する実績評価及び評価結果の公表を行うこととされました。

第7期事業計画は、各年度においてその進捗状況等を専門部会に報告するとともに、高齢者の自立支援や重度化防止の観点から、関係機関や専門職と連携を図り、施策の実績評価を行うこととします。介護サービスの実績だけでなく、地域支援事業も含めた評価を行うことで高齢者保健福祉の推進と介護保険制度の円滑な運営、計画の推進状況等について審議します。

6 その他計画との関係性

1 恵庭市総合計画

2016（平成28）年3月に策定した「第5期恵庭市総合計画」（以下「総合計画」という。）は、近年の少子高齢化に表される人口減少社会に対して、市民と行政が協働することの重要性をうたい、2025年を目標年次とした、様々な分野の施策を体系化したものです。

恵庭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、総合計画における高齢者を対象とした個別計画として位置づけられています。

2 恵庭市地域福祉計画

「恵庭市地域福祉計画」は、地域福祉施策を総合的に推進するうえでの理念と、住民参加による地域づくりを進めるための個別施策などを内容としており、恵庭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の各施策を地域で推進するための重要な役割を果たすことから、連携を図り推進します。

3 恵庭市障がい者福祉計画

「恵庭市障がい者福祉計画」・「障がい福祉計画」は、高齢者を含む障がいのある人の生活全般に関わる施策を体系化し、具体的方向を示したものです。類似したサービス・施策があることから、恵庭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画と連携を図り推進します。

4 恵庭市のその他計画

恵庭市総合計画の部門別の計画として、「恵庭市都市マスタープラン」、「恵庭市住宅政策基本計画」、「恵庭市バリアフリー基本構想」、「恵庭市健康づくり計画」、「恵庭市生涯学習基本計画」の様々な計画等があり、恵庭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画と連携を図り推進します。

5 北海道の計画

北海道が策定した「北海道保健医療福祉計画」、「北海道医療計画」、「北海道地域ケア体制整備構想」、「北海道高齢者保健福祉計画」及び「北海道介護保険事業支援計画」は、近隣市町村が広域的な連携を図り、協力して施策の推進にあたることを目的としており、恵庭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、これらと調和のとれた計画となります。